

『平成23年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会』報告書

奈良市学校薬剤師部会長 北村翰男
奈良市学校薬剤師部会員 川崎雅子

平成23年11月24日(木)、25日(金)の両日にわたって上記研究大会が長崎市で開催された。

■趣旨

学校環境衛生及び薬事衛生について研究協議を行い、もって学校における保健管理及び保健教育の充実を図る。

■主催

文部科学省 長崎県教育委員会 長崎市教育委員会 財団法人日本学校保健会
財団法人日本薬剤師会 日本学校薬剤師会 長崎県学校保健会 長崎市学校保健会
社団法人長崎県薬剤師会 社団法人長崎市薬剤師会 長崎市学校薬剤師会

■期日

平成23年11月24日(木)・25日(金)

■開催地

長崎市

■内容

- 第1日目 全体会
- 第2日目 部会別分科会
 - 第1分科会 「学校環境衛生部会」
 - 第2分科会 「医薬品に関する教育部会」
 - 第3分科会 「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育部会」
 - 第4分科会 「学校保健委員会部会」

■参加対象者

国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員、学校医、産業医、学校歯科医及び学校薬剤師、その他

以下、報告させて頂くが、分科会以外の講義に関しては講演要旨が全く無く、余程聞き入っていないと聞き漏らす事が多いと言う状況で、せめてスライドの配布資料位はいただきたかったと言うのが本音である。

【報告1】講義Ⅰ 『学校環境衛生基準』に基づく学校環境衛生活動の考え方・進め方
文部科学省スポーツ青少年局学校健康教育課
健康教育企画室健康教育調査官 北垣邦彦先生
結論から申しあげると、法改正の要点等がスライドで明確に示され大変分かり易かった。

まず最初に、平成21年1月1日に「学校保健安全法」が施行されたことに伴う、学校保健活動についての解説であった。

◇保健教育→学習指導要領

◇保健管理→学校保健安全法

つまり学校保健活動というものは、保健教育と保健管理の二つの活動から成り、その保健教育の指針は“学習指導要領”に示され、保健管理の指針は“学校保健安全法”に示されているということです。

その学校保健活動の目的は、“児童生徒等の安全と安心”ということであり、そのために“健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保”することであり、そのような施設の“設置”と、施設の“管理”が大切だということです。

◇設置←学校施設整備指針

◇管理←学校環境衛生基準

そのような施設の設置にあたっては“学校施設整備指針”に則って行われ、その管理にあたっては“学校環境衛生基準”に則って行われるという事です。

このことにより、“学校の設置者は、学校の適切な環境の維持に努めなければならない”と、学校設置者の責務が明確に示された。このことは学校の設置者の責務というだけでなく、学校長の責務としても“学校長は・・・遅滞なく、その改善のために必要な数措置を講じ・・・”という様に明確に示された。

次いで、旧「学校環境衛生の基準」が「学校環境衛生基準」の改定に伴い、いくつかの検査項目として列記されていたものを、関連項目をひとくくりにして扱いやすくなったことを示された。

例えば、〔照度及び照明環境〕・〔騒音環境及び騒音レベル〕・〔教室等の空気〕が「教室等の環境に係る学校環境衛生基準」に、〔排水の管理〕・〔学校の清潔〕・〔机・いすの整備〕・〔黒板の整備〕・〔水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場の管理〕・〔便所の管理〕・〔ごみの管理〕・〔ネズミ・衛生害虫等〕が「学校の清潔・教室等の備品及びネズミ、衛生害虫等に係る学校環境衛生基準」にまとめられた。また〔水泳プールの管理〕は「水泳プールの水質及び施設に係る学校環境衛生の基準」としてより具体的な項目として明記され、〔学校給食の食品衛生〕が「学校環境衛生基準」においては削除されました。

この削除されたことに対する“学校給食室の衛生管理に、学校薬剤師は携わらなくてもよいのか？”という疑問に対して、「学校給食施設及び設備の整備及び管理学校薬剤師の協力を得ること」と示されているので、学校薬剤師の必要な指導・助言を行うことの大切さを訴えられた。

そして追加された項目として、「定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする」と、「検査に必要な設備等の図面は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする」とを挙げて説明された。

続いて、『改訂版 学校環境衛生管理マニュアル』（文科省・平成22年）の本を元に詳細に解説された。

最初に力説されたのは、“健康課題を解決する学校内の組織体制が充実していることが基本となることから、すべての教職員が共通の認識を持ち、校長のリーダーシップのもと、組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である”ということでした。

また、「小学校施設整備指針」の中に示されている「新築、改築・改修など行った場合

は、養生・乾燥期間を十分に確保し室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準値以下であることを確認させた上で建築物の引き渡しを受け、供用を開始することができる」という事についても解説された。つまり、工事完了に伴い“引き渡し”をするときに、業者による安全確認がなされたうえで引き渡しを受けないと、引き渡しをして供用してからでは遅いということである。

他にもVOC（揮発性有機化合物）、騒音レベル、飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準、学校の清潔、ネズミ、衛生害虫及び教室等の備品に係るが好環境衛生基準、校庭の緑地化、水泳プールに係る学校環境衛生基準、等について概説された。

その中で、建物内への給水がタンクなどに一旦貯水してから行われるものとは別に、水道本館から「直結給水」されているものに関しては、“水質に関する定期検査”はしなくても良いということになった。その理由は、水道により供給される飲料水に関して、水道局で日々詳細に検査されており、学校においても日々“日常点検”が行われているということが前提となり、定期検査はしなくても良いということになったとの事。

もう一つ大変興味深くお聞きしたのは、平成23年11月17日（木）に奈良県医師会館において開催された「奈良県公衆衛生学会」で、共同研究者の荒川直樹先生が発表された「少子化により生徒数が急減した学校の水道水質検査で見えた問題」と同様のことが問題提起されていたということである。

文科省からは、“生徒数の減少等により、水道水の使用量が減少すると、水の回転率が低下し、その結果残留塩素が消失したり、水質が悪化する恐れがある”と言う趣旨のことが述べられ、学校施設設備の新設に当たっては、児童数の将来動向を適確に推計し、将来の動向も考慮しつつ、総合的・長期的計画の下に進める必要があるとっておられた。

このような社会的な変化をも考慮しつつ、安全確保の意味で学校における日常点検を適正に行い、その日常点検が適正に行われていることの確認としての定期検査の必要性も訴えられた。

また、学校におけるプールの水質及び施設・設備検査に関しては、詳細に〔プールの衛生管理における要点・腰洗い槽の使用について・日焼け止めクリームの使用について・洗眼器の使用について・ゴーグルの使用について・プール水の原水・循環ろ過装置・循環ろ過装置の処理水検査のための採水栓の設置義務・塩素剤の自動注入装置・学校医との連携・蟻虫卵保有者の対応等〕について述べられたが、奈良市においては奈良市教育委員会主催で奈良市学校薬剤師会が、奈良市の教職員を集めて行っている「プール管理指導者の研修会」でお伝えしているようなことが述べられ、これで良かったのだと確信が得られた。詳しくは平成24年度の同研修会において、お伝えさせていただきますのでご参加ください。

最後に、“学校保健は一次予防”が大切であると述べられ、学校教育が本来果たすべき役割がここにあるということを確認に示された。

なお、奈良市学校薬剤師会としてはこれらの得られた情報を、伝達講習会を開いて皆様方にもお伝えする予定である。その際には奮ってご参加いただきたい！

【報告2】講義Ⅱ 「スポーツにおける適正な薬物療法」

北海道大学薬剤部

副薬剤部長 笠師久美子先生

この講義も大変わかりやすく良かった。

1番最初に、17歳の中国人の水泳選手が、広島で行われたアジア大会で“ジヒドロテストス

テロン陽性”でドーピング検査にひっかかった症例を上げられた。この少女は“みんな（ドーピング）やってるんじゃないの？”と言っていたそうである。そしてこの少女が心配していたのは、“発がん性のリスク”や“妊娠したときの催奇形性の不安”であったと言う。

もう一つ例として挙げられたのは、冬季競技のトップアスリートが“アレルギー性鼻炎で大変不調”となり、耳鼻科の医師に受診した時、その医師は“ドーピングのことをよく知らないし、訴訟にでもなったら迷惑だから診療できない！”と断られたそうである。この二つの症例を示して、現状確認をしたうえで話を進められた。

ドーピングに関しては厳密な規定があり、その規定に反する薬物の使用にあたっては、本人がその薬物が違反薬物だと認識していようがいが、違反となる。治療として必要な薬物であれば、TUEと呼ばれる申請と証明書類を提出すれば、絶対に使うことができないというものではないようである。

ただ心得ておかなければならないことは、競技者自身が競技者としての自分自身を守る術と心得ておくことと、競技者にかかわる関係者（医師や薬剤師も含む）が心得ておくべきことの二つがあることを認識しておく必要がある。

この二つに関わる両者にとって共通する課題は、“ドーピングを知る”ということである。

そのうえで競技者自身がすることは、①禁止薬物を含まない薬剤の投与を依頼することであり、②TUE（治療を目的治療に係る除外措置）である。

同様に“ドーピングを知る”ということの上に、関係者である専門家は専門的な知識や技術を活かして、①ドーピング防止教育を行うこと、②公認スポーツファーマシストとして競技者を支援するということである。

私たち薬剤師が、薬局などにおいて競技者と接するときには、漢方薬などの自然薬にも日常使っているサプリメントにも、ドーピング違反になるものがあり、よほど専門的な知識を持って対応しないと、競技者としての一生をも左右するような事態に至ることもあると感じた。

それ故に、スポーツ選手が薬局で薬をもらったり買ったりする時には、次のようなことを大事にしてほしいとのことである。

- ①選手であることを告げる
- ②競技会参加予定の有無を告げる
- ③代替薬や禁止薬物を含まない処方依頼すること

変更が不可の場合にはTUE

- ④副作用やアレルギー歴があれば告げる

そして日頃から「お薬手帳」や「薬の説明書（薬剤情報提供用紙）」を保管しておき、持参すること。

併せて「ドーピング防止のための選手必携書」を持参すること。

最後に薬剤師の仕事は、“情報”と一緒に“安心”を提供する必要があるとのこと、と言われた。講義を聞き終わって感じたことは、関心のある薬剤師はもっと積極的にかかわっていければ良いと感じた。

【報告3】特別講演「薬物乱用を追う：そのリスクと予防」

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科
薬学部教授 中島憲一郎先生

講義内容の構成は以下の様であった。

- 乱用薬物とその原材料
- 不正使用薬物の現状
- 薬物乱用のリスク
- 乱用薬物の分析1（簡便な検出法）
- 乱用薬物の分析2（光を利用する高感度な検出法）
- 毛髪分析による薬物乱用の軌跡
- MDMAによる死亡例の剖検例
- 食欲抑制剤の分析
- まとめ

上記項目のうち、要点をかいつまんで書いておきます。

- “乱用薬物とその原材料”ではケシ・コカ・大麻・麻黄等々の原料生薬や、メタンフェタミン・ヘロイン・コカイン・MDMA等に関する解説。
- “不正使用薬物の現状”では、検挙者の実態や刑罰について述べられた。また取り締まりに当っては、これまでの薬事法に対応する医薬品ということを目安にして、検査対象となる薬物が“無承認・無許可医薬品”であるということを目証して取り締まるという違法ドラッグ対策では対応しきれない状況になりつつある。また麻薬に指定して法規制するというやり方もあるが麻薬に指定するための依存性の証明には動物実験が必要であり迅速な対応ができないという問題がある。
そこで厚生労働省は薬事法改正し、中枢神経系興奮等の作用があり、保健衛生上の危害が発生する恐れのある物質を「指定薬物」に指定し、医療などの一定の用途に供する以外は製造も、輸入も、販売も禁止とし、平成23年9月現在69種類が指定され取り締まりの対象とした。
- “薬物乱用のリスク”では、“耐性”と“依存”について解説がなされた。
耐性とは、薬物を繰り返し使用していると同じ量では効かなくなること。
依存とは、快感を得たいという気持ちから、薬物が切れたときの不快や苦痛から逃れるために薬物を強く求めるようになること。たばこやアルコールにも見られるように、意志の強さとは関係がないといわれている。
- “乱用薬物の分析1（簡便な検出法）”では、呈色反応を利用した予備検査（オンサイト検査）と簡易検査キットについて解説がなされた。
- “乱用薬物の分析2（光を利用する高感度な検出法）”では、蛍光ラベルという方法で分析対象物に蛍光性試薬をラベリングして、その化合物の蛍光反応により分析し、薬物を特定するという方法である。実際に薬物常用者の下着から、極めて微量の薬物反応を検出した症例を紹介された。
- “毛髪分析による薬物乱用の軌跡”では、一番得意としておられる分野のようであり、詳細に解説して下さった。毛髪はカットして1カ月目に1cm位伸び、次第に伸びるのが遅くなり、1年目には10cm少々伸びるそうである。その間に取り込まれた栄養や薬物等々も、その毛髪中に痕跡が残り、その毛髪の切片を分析（ガスクロマトグラム）すれば、いつごろ、何を摂取したか判明するそうである。
胎児の毛髪においても同様であることから、その子どもの毛髪を分析することにより、その母親が妊娠中に薬物を使用していたことを実証した症例もご紹介下さった。
- “MDMAによる死亡例の剖検例”では、刺青をした二人の青年の遺体が映し出され、その死斑の様子を解説された。私はこのスライドを見たときに、“なぜこのような死に方を

しなければならなかったのだろうか？”、そして“なぜこのような生き方をしなければならなくなったのだろうか？”と胸が痛み、思わず黙祷した。

○“食欲抑制剤の分析”

○“まとめ”では以下の事が述べられた。

◇薬物乱用が社会やヒトの健康に及ぼす影響を考える場合、そのリスクの予知・予防を図ることが大切であり、これに分析技術が大きく貢献していることがわかる。

◇さまざまな分析技術を駆使することで、薬物の使用を知ることができ、早期の段階で乱用を予知することができる。

◇薬物乱用を予防するには、そのリスクを生徒に十分理解させるとともに、父兄に対しても十分な情報開示を行い、データを共有することで、リスクを回避することが重要であり、学校薬剤師の役割のひとつであろうと考える。

【報告4】第3分科会「喫煙、飲酒及び薬物乱用防止教育」

■研究主題

喫煙、飲酒及び薬物乱用防止教育の進め方や当面する諸問題

■協議内容

□発表2題

□指導助言2名

第3分科会は、以上のような構成で行われた。

第3分科会の内容に関して、概要を書いておきます。

□発表1 小学校における喫煙、飲酒・薬物乱用防止教育の実践

茨城県鹿嶋市立高松中学校養護教諭 関根幸枝先生

現在は中学校の養護教諭であるが、前任の小学校における取り組みについて報告をされた。この先生の発表はとにかく素晴らしかった！

私たちの目の前にいる子ども達に目を向けてみると、不登校や引きこもりなどの対人関係にかかわる問題などがあり、日々深刻化していて、子ども達の「こころ」は決して健康とはいえない、という認識を示された上で講演をされた。

それらのいろいろな問題の根底には「自己肯定感」の低さが潜んでいると訴えられた。そこで自己肯定感が育つように「健康なこころとからだ育成プラン」を、全教職員が一丸となって取り組んだ。実践にあたっては「学力向上」、「豊かな心育成」、「体力向上」の推進班に分かれ、「健康なこころとからだ育成プラン」に示された具体的な内容を土台に、より具体的な政策を検討し、教育活動の計画・実践・評価を行った。

発表の中でも、子ども達の「コミュニケーション能力の不足」が指摘されていた。奈良においても、学校現場の先生から「教師の、子供たちに対するコミュニケーションの能力の不足」という話を聞いたことがある。そのような実態を考えると、1人の熱い心と志のある養護教諭が立ち上がり、全教職員を巻き込み、全教職員が前向きに取り組み、キチンとした成果を上げたということが多いに素晴らしいことである。

質疑応答の時間に私もフロアーから発言をした。

「コミュニケーション能力」の内、一番不足しているのは「自分自身の、自分自身のからだに対するコミュニケーション能力」ではないだろうか？家庭生活であれ学校生活であれ、自らのからだに感ずる“生理的な感覚”や“異常感覚”に対して、自らが快適になるように対応

することが最も大切なことではないだろうか？ちなみに、学校生活だけではなく日常生活においても、この五感をフルに活用した「日常点検」や「自己調整」する能力を育むことが、本来教育の最も大切な課題なのではないだろうか？それを支援するために、「定期検査」と言われる科学的な検査を行い、その科学的な検査や支援を行うのに「専門家」が必要なのではないだろうか？

この発言に対して、演壇上の先生方からご賛同いただき、発表後の休憩時間には学校薬剤師と養護教諭のお二人の先生が、「先生のおっしゃったことが、最も大事な核心の問題なんですよねえ」と言いに来てくださり、思い切って発言してよかったと思った。

□発表2 長崎県下の小学校における薬物乱用防止教室の実態について ～学校薬剤師の積極的な参画を目標に～

長崎県薬剤師会理事 七嶋和孝先生

薬剤師になった当初は、あまり学校薬剤師について理解をしておられなかったそうである。しかし学校薬剤師になってから“ダルク”の活動を知り、学校薬剤師としての取り組みにも大きな変化があったそうです。

担当している学校においても、積極的に薬物乱用防止教室を開き、学校薬剤師とともにダルクで活動しておられる方とともに講演をしておられるそうです。

そうすると子ども達の反応が違い、学校薬剤師の話とともに、ダルクの方達の実体験を元にした話を聞くことにより、より多面的な認識ができるようになり、他職種の指導者の方々との連携を図るのも重要なことではないかと言って結ばれた。

◇指導助言1(教頭)。キーパーソンとなる先生がおられ、みんなで話し合いをしに、学校としての体制をつくり、具体的なプログラムを作り、そして一人ひとりが具体的な実践に移し継続していくことの大切さを述べられた。

◇指導助言2(学校薬剤師)。学校薬剤師会内部の体制とシステムを作っていくことの大切さを述べられた。子ども達にシンナーの有害性を訴えるのに、発泡スチロールに入ったインスタントラーメンを、シンナーの入った容器に浸し、容器の発泡スチロールが溶けて、ラーメンがむき出しになってゆくさまを見せ、人間の脳もこのようになっていくのだとを表現しておられた。これもひとつの表現法かなと思った。

ただ“学校薬剤師は人前で話すことが苦手です”と決めつけて言われたことに対しては抵抗を感じた。

【報告5】全体を通じて北村翰男が感じたこと

本当に命は尊く、とっても素晴らしいものではないでしょうか？その自分自身の命の素晴らしさを“実感して知る”という余裕が与えられず、知識や技術の習得や評価に重きを置いた教育活動や社会活動に限界を感じているのは私だけでしょうか？

その改善にあたっては、現代社会における“科学的確認と対応”という人間特有の活動を見直し、一人一人の自らが行う“感覚的確認と対応”という動物共通の活動を原点に据え直す必要が有るのではないのでしょうか？

これらの物事のとらえ方や対応の仕方の原点が、“主客転倒”しているところに問題の本質があるように思えてなりません。

学校薬剤師だから、学校医だから、教職員だからといって、その専門性の中に浸っているだけでは、世の中は改善するどころか悪くなっていくかもしれませんね。

私たち一人一人が、“実感を伴ったいのちの在り方”、“自分自身の在り方”、“家族の在り方”、“所属する組織の在り方”、“国の在り方”そして“人類の在り方”を一連のこととして、その根底から見直していく必要を痛感しました。どうか今後ともよろしく願い申し上げます。

【報告6】第1分科会「学校環境衛生活動」

■研究主題

「学校環境衛生基準」に基づく学校環境衛生活動の進め方や当面する諸問題

■協議内容

□発表2題

□指導助言2名

第1分科会は、以上のような構成で行われました。

以下に、その内容のあらましと川崎が感じたことを述べさせていただきます。

□発表1 生徒が主体的に取り組む環境衛生活動

～日常点検から見えてきた問題～

山口県山口市立小郡中学校 養護教諭 藤中ゆかり先生

しばらく前には少々荒れていたという山口市の小郡中学の養護教諭をされている藤中先生の発表は、素晴らしかった。

(1) 校内の環境衛生活動

3年前に学校薬剤師から、「教室の安全点検は毎月実施されているが、環境点検がされていない」という指摘を受けたことから、保健主任に相談。生徒保健委員会でも話し合い、点検表をもとに毎日生徒（出来ないところは先生）が点検し、学級担任がチェックし改善する。生徒が記入する気づき欄も見逃さず、毎週保健委員会担当の教師が確認しているなど、徹底されているなど感心した。

安全点検でも同様に点検を実施し、校務事務員が改善改良。壊れたものをそのままにすると、生徒の心が荒むといけないのでできるだけ早く修理を依頼。（予算がないので）生徒と教職員が協力して行っていると言われた。

薬剤師の定期検査もこの点検表を参考にし、専門的な立場で、丁寧に具体的に検査や点検をしているとのこと。

他に、約20年前より実施されている5分間簡易清掃や学期に1回の校内クリーンアップ活動をとおして、生徒は少しずつ進んで清掃活動ができるように成長していると発表された。

(2) 校外の環境衛生活動

日頃お世話になっている地域の方や通学路の安全のために取り組んでいる校外ボランティア清掃（毎年6月実施）と、年2～3回の部活ボランティア清掃の成果報告。

(3) 糞害と結露

鳩やコウモリの糞が手洗い場や通路に落ちているのを見つけ、薬剤師に相談。

梅雨時期の床の結露について、薬剤師に相談。

終わりに、

「教室環境を整えるための点検を各学級の保健委員が生徒自らの目線で実施している。それが自分たちの教室をきれいにし、心地よい教室を大切にしていることに結びついている。糞害や結露の課題解決に向け、学校としてできる努力や工夫を続けていきたい。今後も継続的な日常点検や活動をとおして、生徒と教師の環境衛生意識を高め、環境改善に努めていきたいと考えている。」と。

◎質疑では、「本当に予算は無いのか？」との質問に、例えば「プールの循環濾過装置の処理水濁度だけが何度測っても異常で、取水口の管が汚れているのではと業者に依頼しようとしたが、予算が得られず、理科の先生から曲がったガラス管を洗うブラシを借りて管の掃除をしました。」と答えられた。私の担当校でも今年、プール本体は正常なのに、処理水濁度は2回測って2回とも異常であったので、参考になった。

終了後、生徒の意見を入れて改良して現在使っておられるという点検表のコピーを頂けないかをお願いしたところ、持参しておられたものをそのまま下さり持ち帰ることが出来た。

◎指導助言者は、学校保健安全法に定める校長や学校設置者の責務等の確認をされ、また発表の中にあつた点検記録表は、生徒と保護者、教職員の意識向上になることから保護者にも情報が共有出来るようにすると良いと言われた。ただ、原稿を一気に読まれたので、慣れない私には聞き取りにくかった。

□発表2 佐世保市学校薬剤師会の現在の活動について

～環境衛生でホルムアルデヒドを測定しての問題点～

佐世保市学校薬剤師会 佐世保市広田中学校 学校薬剤師 東島照幸先生

まず、年間スケジュールの紹介をされた。

- (1) 照明環境・黒板管理…晴れの日に1回と、10～11月の曇り・雨の日に1回
- (2) 騒音環境・騒音レベル…12月までに1回
- (3) 教室の空気…外部委託をして、学校薬剤師が指導・助言
- (4) 飲料水の管理…9月
- (5) 給食の食品衛生…5月・9月・2月の3回
- (6) 水泳プールの管理
- (7) 排水の管理…6月
- (8) 水飲み場・便所の管理…9月
- (9) ゴミ処理・衛生害虫、学校の清潔…5月
- (10) 薬事衛生チェック…5月

佐世保市学校薬剤師会の検査設備は佐世保市の補助金にて整備され、各種の検査設備が整い、検査職員も佐世保市学校薬剤師会の職員として勤務されているとのこと。

次に、「環境衛生でホルムアルデヒドを測定しての問題点」の発表をされた。

平成21年度、22年度の測定で、教室・体育館・美術室の3カ所ともに基準値の0.08ppmを超えていたが、「気温が30度近いことから0.18ppm近くまでは問題が無いと考えられる」とくぐられ、「平均気温が23度くらいの春及び秋に実測するのが望ましいと思われる。」と発言されていた。

その発言を聞いて、室内の気温が30度を超える教室等で児童が授業を受ける状況は多々あるはずで、高温になるほど揮発性物質は揮発しやすくなるのに、わざわざ低温で測定するのは如何なものかと思った。良くない環境があるかを測定し、改善していこうとするのが目的ではないだろうか。

また、ホルムアルデヒド測定において、**検知管値×温度補正值＝測定値**と、奈良市薬剤師会学校薬剤師部会『教室等の環境衛生検査マニュアル』の中にも記載されているのに、佐世保市ではどうされているのか疑問に思った。

後で確認の為、文科省の北垣邦彦先生にお尋ねしたところ、夏場の高温の日に検査する事が好ましいとの回答を得て、疑問が解消した。

◎質疑で、学校薬剤師の報酬について聞いた方が何人かあり、養護の先生が多く参加されている中でその質問には違和感を覚えた。

◎指導助言者の話が、質疑の後に司会から求められたものとは少し食い違っていて残念であった。

以上、読みづらい報告になってしまい申し訳なく思っています。

この度は、まだまだ未熟な私に、このような機会を与えて下さり、貴重な経験をさせて頂きまして本当に有り難うございました。これから担当校の学校保健安全のためにそして学校薬剤師部会に少しでもお役に立てるように尽くして参りたいと考えています。

川崎雅子

有り難うございました。